

## 沖縄国際大学大学院学則第17条

(平21.1.28本項改正)

(1) 大学を卒業した者

(平21.1.28本号改正)

(2) 学士の学位を授与された者

(平20.1.23、21.1.28本号改正)

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で  
文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び修了見込みの者

(平18.6.28本号追加)

(5) 文部科学大臣の指定した者

(平17.3.30、18.6.28、21.1.28本号改正)

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって  
修得したものと本大学院において認められた者

(平18.6.28本号改正)

(7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(平18.6.28本号改正)